

平成 20 年 2 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 20 年 2 月 15 日（金） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

出光 ケイ 委員長
三浦 溥太郎 委員
奥寺 康彦 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 欠席委員

齋藤 道子 委員

4 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部長総務課長	長澤 潤
管理部長学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部長教職員課長	阿部 信行
管理部長総合高校担当課長	井上 昭
管理部長学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	渡辺 浩
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
自然・人文博物館博物館運営課長	柳田 泰光
美術館美術館運営課長	森山 武

5 傍聴人

1 名

6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に奥寺委員を指名した。

議案第6号及び議案第7号は、今後市長が議会に提案する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成20年1月19日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。はじめに会議関係です。

1月29日にスポーツ振興審議会を開催し、公募委員の募集について等審議を行っていただきました。

1月30日には文化財専門審議会を開催し、横須賀市指定重要文化財の指定について答申を取りまとめていただきました。これは本日の議案として後ほど審議いただきます。

2月12日には、神奈川県市町村教育長会義に出席してまいりました。この会議では神奈川県の来年度予算の概要説明や、教育関連の法改正への対応について意見交換を行ってまいりました。

続きまして行事関係です。

1月20日に第62回三浦半島県下駅伝競走大会を開催いたしました。横須賀代表チームが見事、3連覇を達成しました。

1月31日から2月5日までの間、児童生徒造形作品展を開催し、市立77校の児童生徒の作品2,700点を展示しました。期間中は8,000名の来場者がありました。

2月6日の学校保健大会では、横須賀市学校保健特別功労者の表彰及び健康に関する実践調査研究作品の表彰と講演会を行いました。

2月9日には、平成19年度横須賀市スポーツ栄光章授与式を行い、12チーム、63人にメダルの授与を行いました。

また、本日、教育委員会の職員で40年・30年・20年の勤続者に対しまして、永年勤続表彰を行いました。

続きまして、学校訪問についてご報告いたします。昨年8月の教育長就任以来続けておりました市立学校の全校訪問が完了しました。各学校では校長先生から各校の現状をお聞かせいただきました。現場で抱える問題は学校により様々です。教育委員会といたしましては、各学校が抱える問題の解決に向け、努力したいと考えております。

続きまして、前回1月定例会でご報告いたしました市立学校における麻疹(はしか)発症の現在までの状況です。昨年11月末から2月12日までの

累計は、小学校、中学校、高等学校の計 47 校で 160 名です。発症人数は単発的なものが大半ですが、衣笠地区の 1 小学校で 26 日間に 30 人の発症報告があった例もあります。発症に地区的な偏りはありません。麻しんの予防策として有効なものは、現在ではワクチン接種しかない状況ですので、横須賀市では 1 月中の麻しん発症状況から、まん延防止策として、麻しんワクチンを 1 回も接種したことがなく、麻しんにかかったことがない 2 歳から高校 3 年生を対象に、2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に市内指定の医療機関で、麻しんの予防接種を無料で受けることができるようになりましたことを 1 月 23 日に市立学校及び市民へ広報しております。教育委員会としても、学校での予防接種の勧奨と毎朝の児童・生徒の健康状況の把握徹底を呼びかけ、発熱等具合が悪い場合には、早めの休養・医療機関受診を保護者に勧めるなどして、麻しんのまん延防止に努めてまいりたいと存じます。

最後になりますが、平成 20 年 2 月 22 日から 33 日間の会期で平成 20 年横須賀市議会第 1 回定例会が開催されます。この議会では主に来年度予算の審議が行われます。本市財政は逼迫しているさなかではありますが、知恵を凝らし、教育の質を落とすことのないよう、努力して行きたいと考えております。以上で報告を終わります。

(質問なし)

日程第 1 議案第 3 号『教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則等中改正について』

日程第 2 議案第 4 号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』

委員長 提案理由に関連があるため一括して議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第 3 号『教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則等中改正について』ご説明いたします。公民館・地域自治活動センターの一元化と各行政センターによる管理運営やまた平成 20 年 4 月 1 日からの公民館がコミュニティセンター移行することについては、これまでの教育委員会定例会においてご報告してまいりましたが、移行にあたり各種規則の条文整備が必要となりますので、本定例会においてご審議いただくものであります。

5 ページをお開きください。「教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則」であります。赤字で記載してありますように、第 1 条第 4 号の「公民館副館長」を削除し、「博物館長運営課長」を第 4 号とし、以下繰り上げを

いたします。

6 ページをお開きください。「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則」であります。別表(第2条第1項関係)の3「教育委員会事務局生涯学習部」生涯学習課中、赤字で囲ってあります、「公民館の使用許可」から「公民館の使用取消しの承認」まで4項目の、許認可等事務、根拠法令、標準処理期間を削除いたします。

9 ページをお開きください。「横須賀市教育委員会公印規則」であります。別表第1(第3条第1項関係)の赤字で囲ってあります、「何々公民館専用横須賀市教育委員会之印」部分を削除いたします。

10 ページをお開きください。同様に、下から6段目、7段目の「横須賀市何々公民館之印」「横須賀市何々公民館長之印」を削除し、「横須賀市自然・人文博物館之印」以下の形式番号を記載の通り繰り上げます。

11 ページをご覧ください。別表第2(第3条第1項関係)では、ただいまご説明いたしました印形を規定しております。同様に、赤字で囲ってあります部分を削除、変更いたします。

12 ページをお開きください。「教育委員会職員の勤務時間に関する規則」であります。別表中、勤務場所のうち、赤線で記載してあります「公民館」を削除いたします。

14 ページをお開きください。「図書館条例施行規則」であります。第7条に記載してあります配本所を、赤字で記載の通り「公民館」から「コミュニティセンター」に変更するものであります。

1 ページにお戻りください。ただいまご説明いたしました各種規則の改正について条文化をしてあります。第1条は「教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則」の改正、第2条は「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則」改正、2ページになりますが第3条は「横須賀市教育委員会公印規則」改正、3ページの第4条は「教育委員会職員の勤務時間に関する規則」改正、第5条は「図書館条例施行規則」の改正となっております。なお、附則で記載してありますように、この規則は、平成20年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第4号『教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正について』ご説明いたします。この議案は、議案第3号同様、事務分掌規則等に記載されております「公民館」部分について条文整備を行なうものであります。

3 ページをお開きください。「教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について」であります。イの冒頭部から3行目にかけて記載があります「公民館」「公民館長」を削除いたします。

4 ページをお開きください。「教育委員会専決規程」であります。第4条2

行目の後半部、「博物館運営課長」の後に赤字で記載してありますように「又は」を加え、3行目の「又は公民館長が、公民館長に事故があるとき又は欠けたときは副館長」までの部分を削除します。また、別表第1(第2条関係)表中、中段部分「事務引継」欄の「1公民館長」及び「2」までを削除します。あわせて、欄外の「注」1の1行目「博物館運営課長」のあとに「及び」を追加し、「及び公民館長」を削除します。

7ページをお開きください。別表第2(第2条関係)では、赤字で囲ってあります、6公民館の表すべてを削除します。

10ページをお開きください。別表第3(第2条関係)固有事務では、表中「公民館」部分を削除し、欄外「注」の「博物館運営課長」のあとに「及び」を追加し、「及び公民館副館長」を削除します。

11ページをご覧ください。「文書の取扱いについて」であります。1の文書の記号中、中段部に赤で囲ってあります「追浜公民館から西公民館」までを削除します。また、2の決裁中、(2)の「助役」を副市長に、「公民館長の決裁を受けるもの」を削除し、教育研究所長の後に「及び」を加え、「及び公民館副館長」を削除します。

1ページにお戻りください。ただいまご説明いたしました教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等の改正について条文化をしたものであります。第1条は「教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について」改正、第2条は「教育委員会専決規程」の改正、第3条は「文書の取扱いについて」改正をするものであります。

2ページになりますが、附則で記載してありますように、この規程は、平成20年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第3号及び第4号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第3 議案第5号『職員給与条例等中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

議案第5号についてご説明いたします。1ページをご覧ください。議案第5号は職員給与条例等中改正議案の提出についてとありますが、このうち第4条については、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであるため、

当教育委員会定例会に諮るものであります。よって、議案には教育委員会に関連する条例部分のみを抜粋しております。

改正の内容について説明いたします。本件の改正理由としましては、教育職員の管理職手当の定額化に伴う所要の条文整備をするためであります。従来、管理職手当の額については、給料月額に一定の率を乗じた金額、いわゆる定率制の考え方を採ってまいりましたが、平成17年度に人事院は、給与構造改革の一端として、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、俸給表別・職務の級別に定額制を採用するよう勧告しております。一般職の国家公務員は、この勧告を受け、平成19年度から管理職手当の定額制を採用しましたが、本市においては、平成20年度から国に準じた改定を行うため、一般職員及び教育職員の管理職手当の支給に関する条例改正を行うものであります。附則は、改正に伴う施行、経過規定等についてのものです。参考までに3ページをお開きください。現在の管理職手当は、第3条の2に記載のとおり、「管理職手当の額は月額とし、給料月額の100分の17に相当する額を超えない範囲内において教育委員会が定める。」となっております。これにより、本人の給料表に応じて定率制となっております。1ページにお戻りください。第4条で、第3条の2第2項を次のように改めるということで、「管理職手当の月額は、それぞれの給料表の職務の級ごとに最高の号給の給料月額の100分の17を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。」ということで、定額制となるものでございます。

また、当条例改正に伴う教育職員手当等支給規則の改正議案につきましては、次回以降の教育委員会において提出いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

(出光委員長)

定額制といっても、スキルがある方にはより多くという柔軟性が確保されていると考えてよいのか。すでに平成19年度から国で導入していて、1年間である程度目安は出ていると思うが。

(管理部長)

職員の給料は号給が決まっており、その号給によって金額が変わる。今まではその金額に対して100分の17を超えない額で管理職手当を決めていた。そのため同じ役職、学校でいえば、校長や教頭の管理職手当が、その方の年齢や経歴による昇給などの経過によって決まった給料の100分の17や100分の16で金額が変動していた。

最近では年功序列も崩れてきており、若くて給料自体は高くない状況で、管理職につくこともある。そういった場合に、その給料に対してのパーセンテ

ージでしか管理職手当がつかないということが起きている。それを打開するために、国の方針は職に応じて定額でいくらという固定給の管理職金額を決めようということであり、制度改正するものである。それにより、若くて頑張っている方がきちんと管理職手当をもらえ、同じ職にありながら基となる給料が高いため、管理職手当も高くなってしまおうという状況を是正するという措置となっている。

その改正を横須賀市では、横須賀市の職員の管理職手当の給与条例の改正に伴い実施し、これには教育委員会の職員の部分も含まれている。そこであわせて、教育委員会の学校職員の管理職にも同じ制度を導入するということを提案したい。

(奥寺委員)

年齢が高いから、同じ役職なのに管理職手当の金額が違うという状況が是正されるのは良いことだと思う。

(出光委員長)

市役所もサービス業であるということや多くの市民の方から、民間では・・・という言葉が聞かれるなかで、本日偶然に、面接に来ていた教職員の方のいきいきとした目を拝見する機会があったが、そういった若い教職員の方がやる気やモチベーションを高く持つためにも、民間同様に柔軟性があればこしたことはないと思うので、今回の改正で是非新しい年度に力強く踏み出していてもらいたいと思う。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第6 議案第8号『横須賀市指定重要文化財の指定について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第8号『横須賀市指定重要文化財の指定について』ご説明いたします。重要文化財は、文化財保護条例第3条第1項に基づいて指定しております。今年度の指定にあたりましては、平成19年12月19日に開催した第3回文化財専門審議会にて教育委員会から文化財専門審議会に諮問し、平成20年1月30日に開催しました文化財専門審議会において、2枚目に綴ってありますように文化財専門審議会の委員長から答申をいただいております。今年度の新指定

重要文化財は、1の有形文化財(建造物)盛福寺山門をはじめ、裏面の6史跡かろうと山古墳及び周辺地域39,660㎡の6件であります。指定の経過などについて簡単にご説明をさせていただきますので、4枚目の1ページをお開きください。有形文化財(建造物)「盛福寺山門」1棟です。所在地は田浦町5-51で、所有者は宗教法人盛福寺、代表役員山崎恵文氏です。延宝元年(1673年)開山時は天台宗の寺であった盛福寺は、鎌倉北条の時代に臨済宗円覚寺派に転じ、円覚寺塔頭続燈庵の隠居寺であったとされており、この山門の建築年代は16世紀末から17世紀初頭頃と推察され、市内の寺院建築最古の物と位置づけられ、歴史的・文化的価値が高いものであります。4ページから9ページにかけ、山門の写真を掲載してあります。

10ページをお開きください。2件目は、有形文化財(彫刻)「鉄造 薬師如来立像」1軀です。所在地は緑ヶ丘2番地、所有者は宗教法人良長院 代表役員岡田哲道氏です。良長院の末寺として、横須賀村泊浦の狐崎(現米海軍横須賀基地内)に所在した野狐山宗慶寺は明治年間に海軍用地として収用されたため、寺は廃寺となり、本寺である良長院に本像が移安されたものであります。鉄仏は木造や銅造の仏像に比べ伝来数は少なく、神奈川県内でも円覚寺、大山不動など数駆が知られるだけであり、三浦半島では唯一の中世(鎌倉・室町時代)の鉄仏としてきわめて貴重な存在であります。

12ページをお開きください。有形文化財(絵画)満昌寺襖絵「雲龍図、松虎図、山水図」16面です。所在地は大矢部1-5-10、所有者は宗教法人満昌寺代表役員永井宗誠氏であります。この襖絵は本堂内陣左右に4面ずつ雲龍図が向きあう形で、その裏面に松虎図、山水図が画かれております。15ページに写真を掲載してありますが、作者は狩野派の絵師・斉藤海信で、画風、絵師の属性から幕末期から明治にかけての作品と推測され、市内に遺存する屏風絵として高い評価を得ているものであります。

16ページをお開きください。有形文化財(歴史資料)「石井穎一郎氏寄贈近代造船所建築図面資料」230点であります。所在地は深田台95 横須賀市自然・人文博物館、所有者は横須賀市であります。この資料は、幕末から明治にかけての造船所のドックなど関連施設等の設計・施工図面類で230点にも及ぶ膨大な資料であり、石井氏の伯父である杉浦栄次郎氏が亡くなられた後、石井氏が引き取り整理されたものであります。石井氏の伯父杉浦氏は幕末に横須賀製鉄所建設に関わり、明治31年には浦賀船渠株式会社(俗に言う浦賀ドック)の第1号ドック図面を作成しています。資料からは、日本人が西洋の技術をどのように習得し、吸収してきたかを知ることができ、中には明治2年に点灯された我国最初の洋式灯台である観音埼灯台の設計図面等も含まれており、近代日本技術史の歩みを知る貴重な資料であります。図面の一部は、現在博物館で開催中(9月1日から2月29日)の特別展示「横須賀の近代化建

築」で見られます。資料の内容は 18 ページから 23 ページに掲載してあります。

24 ページをお開きください。民俗文化財(無形)「長井町荒井の道切り」であります。伝承地は長井 6 丁目、保存団体は荒井町内会です。「道きり」とは、疫病や魔性のものなどの厄が村や里に入ることを防ぎ、禁圧するための呪術習俗をいい、藁でしめ縄をつくり里境の 3ヶ所に張ります。この行事は毎年 5 月 15 日に荒井地区の氏神である住吉神社の例祭の中で行なわれており、夕方には住吉神社で湯立神楽が奉ぜられ、この湯滴をあびると神の効験があると言われていています。26 ページから 30 ページにかけて、その様子を掲載してあります。

31 ページになりますが、史跡「かろうと山古墳及び周辺地域」39,660 m²になります。所在地は光の丘 2568-28 ほかで、所有者は横須賀市であります。この古墳は、昭和 25 年に存在が知られ、昭和 27 年の発掘調査では金銅製品を含む多くの副葬品が出土しております。その後、主体部・墳丘形態・規模を解明するため、数次にわたり学術調査が行なわれており、直径 13m x 14m、高さ 3 m の楕円形古墳で、出土した遺物から築造時期は 7 世紀中葉頃と推定されます。主体部は複数の切石を組合わせた箱式石棺で、このような大型の物は類例が無く、埋納されていた副葬品の中には東日本で唯一のものもあり、数少ない終末期の古墳であります。

以上 6 件を横須賀市指定重要文化財として指定するものであります。これにより、市指定文化財は 69 件となり、国・県・市の指定をあわせると 96 件となります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(出光委員長)

興味深いものが多く、さすが横須賀と思った。そのなかで、ひとつは、「鉄造薬師如来立像」についてだが、鉄で出来ている仏様は珍しいことと、盗まれて海に投げ入れられて、また揚がってきたという経緯が書いてあり、その真偽を証明するのは、今となっては難しいかも知れないが、非常におめでたいものとして、観光スポットになる可能性もあるのではないか。

また「かろうと山古墳」についてだが、これも非常に価値が高いからこそ、7 回も盗掘が行われていた経緯があるかと思うが、誰が祭られていたかについて、文書の資料は残っていないのか。

これらはお子さん達が遠足などで歴史に興味を持つきっかけになるのでは、という貴重な資料ばかりだと思うが、今後これらが指定された場合に、私達やお子さん達が直に目に触れる機会は多いのか。

(生涯学習課長)

まず、「鉄造薬師如来立像」だが、一般的にこのような伝承は推測から始まっていると思うが、これについても、像になめらかな部分があるので、多分そういうことだろうという言い伝えであり、その証明は難しい。

それから「かろうと山古墳」に誰が祭られているかということは分かっていない。ただ、副葬品からどのくらいの年代かはだいたい分かっている。ここは公園になっており、誰でも入ることが出来るが、古墳の盛り上がった部分を見ることが出来るというレベルである。

一般の方が見る機会についてだが、例えば、「鉄造薬師如来立像」でいえば、お寺の所有物で、本堂にあるが、少人数で行った際に少し見せてもらうというようなことは出来る可能性はあるが、大挙して見に行くというのは難しい。ただ小学校や中学校の授業で、アポイントをとってからであれば可能な話しだとは思っている。また満昌寺の襖絵でいえば、襖絵は普段しまっており、年に数回、満昌寺で一般開放しており、そのときは見ることが出来る。その際には、市でも広報紙などで呼びかけて、たくさんの方に見ていただくということを満昌寺とは話しをしている。

(出光委員長)

たしか満昌寺では、昨年も一般公開して盛況だったと思う。

道切りというのは、特に首都圏では残っているのは少ないということだが、知らなかった。これは祭りなので、勿論入ることは可能ですよね。資料を見ていくなかで、20年の流れのなかで、町民の関心が年々薄くなってきており、保持のためにも指定重要文化財にするのだというなかで、指定重要文化財になることでもう一度町民の士気が高まったり、道切りを見たいという町内会以外の方でも参加できるようなシステムを考えられたらいいのではと思ったが、そういう動きになるだろうか。

(生涯学習課長)

このような伝統文化はどんどん消えてきてしまっている。この研究をされた先生は、このような農村漁村で、自分達の生活のために昔から行ってきた行事が、だんだん廃れてきており、残そうと頑張ってもなかなか参加者がいないという状況を指摘している。そのためにも指定して、守っていこうというのが趣旨となっている。このような行事は、当然PR可能であるし、広報紙なども利用できるのも、たくさんの方に見ていただくということは出来るようになると思う。

(出光委員長)

ぜひ今後PRをお願いしたいと思う。

他に質問、討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『横須賀市小学校職員の交通事故について』

(教職員課長)

横須賀市立小学校男性職員が、交通事故を起こしましたので報告いたします。

事故概要についてですが、平成20年1月31日午後4時ごろ、自家用車での出張途中、市内平作8丁目6番セブンイレブンの先の対向車線に路上駐車した車が数台あり、母親と一緒に歩道にいた市内小学校1年生男子児童が最後尾の車の陰から飛び出してきたため、避ける事が出来ずぶつかってしまった。男子児童の怪我は、頭部及び腹部打撲で、うわまち病院に経過観察のために入院し、2月2日午前中に退院しました。その後、擦過傷の治療のため約2週間通院予定であります。

なお、市の職員の自家用車による出張は、本来認められておらず、職員の処分等については、事実経過等を精査のうえ、今後検討していく予定であります。

(出光委員長)

事故がおきた後の、対処というのは、速やかに行われたのか。

(教職員課長)

対抗車線に止まっていた方がすぐに110番・119番をしてくださり、本人は警察が来て、事情聴取を受け、こども・お母さんはそのまますぐうわまち病院の方に行った。また本人は事情聴取が終わった後、すぐにお見舞いに駆けつけた。怪我につきましては本日確認したところ、傷跡もほとんどなくなっており、元気であるとのことだ。

(奥寺委員)

こういう事故は、仕方がないというわけではないが、起きることはあると思う。確かに、職員にも過失があると思うし、逆に親がいたのに、道路を突っ切ったという部分もある。学校も親も、子ども達にだめだよということ

を言っていると思うが、再度、みんなに注意を促すということは、損はないと思う。繰り返し子どもやご父兄に注意を喚起したということはあるか。

(教職員課長)

交通事故防止については、常に各学校、子ども達、保護者に気をつけるように話しをしている。特にこの事故を受けて、どういう注意をしたかは確認をしていないが、当然学校で行ったと考えている。また今後校長会議等で再度注意喚起をしていきたいと思っている。

(奥寺委員)

いい意味できっかけになる。やはり実例があると、聞く側も、真剣さが増すと思うし、是非行ってほしい。

(三浦委員)

先ほど奥寺委員からも話しがあつたが、私も子どもの頃、学校で川では泳いではいけないと注意されてもやはり夏は川で泳いでしまっていたが、夏休みにたまたま登校したときに誰々が、川で溺れしまったと聞くと、二度と泳がないと思った記憶もある。事故は事故として加害者側の再発防止も大切だが、お子さんが自分の身を守るために、気をつけようと思うように指導していただきたい。

(出光委員長)

ぜひとも、「いかのおすし」という、知らない人にはついていけない、大声を出すなどの教育を横須賀でも率先して行っていたと思う。お子さんにとっては、私達の時代と比べると車が来たら止まることを強いるばかりで、可哀相とも思うが、お子さん達も私達の時代とくらべて、車社会の便利さを享受しているところもあるので、その辺は保護者の方にも考えていただき、また横須賀市でも奥寺委員が言われたようにこの機会にもう一度考えるという風に捉えていただきたい。

(他に質問なし)

(理事者他の報告なし)

(委員質問なし)

他に質問等はなく、議案第6号及び第7号は今後市長が議会に提案する案

件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

7 閉会及び散会の時間

平成 20 年 2 月 15 日 午前 11 時 15 分

横須賀市教育委員会

委員長 出 光 紀 子